

12. 事後調査

12. 事後調査

対象事業の環境影響評価に係る選定項目としたもののうち、以下のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る「工事の実施時」及び「土地又は工作物の供用時」において、環境の状況を把握するための「事後調査」を行う。

- ① 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ③ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合
- ④ 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合

また、「事後調査」の他に事業者が必要と判断した項目については、自主的に「環境監視調査」を実施する。

12.1. 事後調査及び環境監視調査の検討

事後調査及び環境監視調査の実施の有無については、表 12.1-1 に示すとおりである。

表 12.1-1 事後調査及び環境監視調査の実施の有無

環境要素	選定結果		事後調査及び環境監視調査の選定もしくは非選定理由
	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	
大気質	—	—	航空機の運航に係る騒音については、定量的な予測により、予測の不確実性の程度は低いことから事後調査は行わない。 航空機の運航に係る騒音については、開港時から周辺地域に対する環境影響を把握するため、環境監視調査を継続して実施している。代替滑走路の供用後も環境監視調査を継続して実施する。 なお、その他の大気環境については、定量的な予測で環境保全目標を満足しており、予測の不確実性の程度は小さいことから、事後調査及び環境監視調査は実施しない。
騒音	—	●	
低周波音	—	—	
振動	—	—	予測の結果、環境影響は小さいと予測され、予測の不確実性の程度は小さいことから、事後調査及び環境監視調査は実施しない。
水質	—	—	
陸生動物（鳥類）	—	—	
廃棄物等	—	—	
温室効果ガス等	—	—	

注) 選定結果欄の記号は以下のとおり。

- ：事後調査を実施する
- ：環境監視調査を実施する
- ：事後調査及び環境監視調査を実施しない

12.2. 環境監視調査

いずれの項目についても、予測の不確実性の程度が小さいことから、事後調査は実施しない。

環境監視調査については、中部国際空港では、開港時から空港供用に伴う周辺地域に対する環境影響を把握するため、事業者の責任において自主的に環境監視を実施する内容を「中部国際空港に係る環境監視計画」（2016年4月改定 中部国際空港株式会社）として定め、環境監視調査を継続して実施している。

上記の経緯を踏まえ、航空機の運航に係る騒音について、環境監視調査を継続して実施する。

12.2.1. 環境監視調査の内容

環境監視調査の項目及び手法については、以下に示すとおりである。

本事業に係る環境監視調査は、調査結果を事業実施前の環境監視結果と比較するため、定められた環境監視計画に基づき、事業実施前と同様の手法で実施することとする。

(1) 調査項目

航空機の運航に係る騒音：航空機騒音

(2) 調査手法

航空機の運航に係る騒音の影響を適切に把握できる時期を考慮し、表 12.2-1 に示すとおり航空機騒音を測定する。

表 12.2-1 航空機の運航に係る騒音の調査項目及び調査方法

項目	調査方法
航空機騒音	「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号、改正 平成19年環境省告示第114号）及び「航空機騒音測定・評価マニュアル」（平成24年11月環境省）に定める方法

出典：「中部国際空港に係る環境監視計画」（2016年4月改定 中部国際空港株式会社）

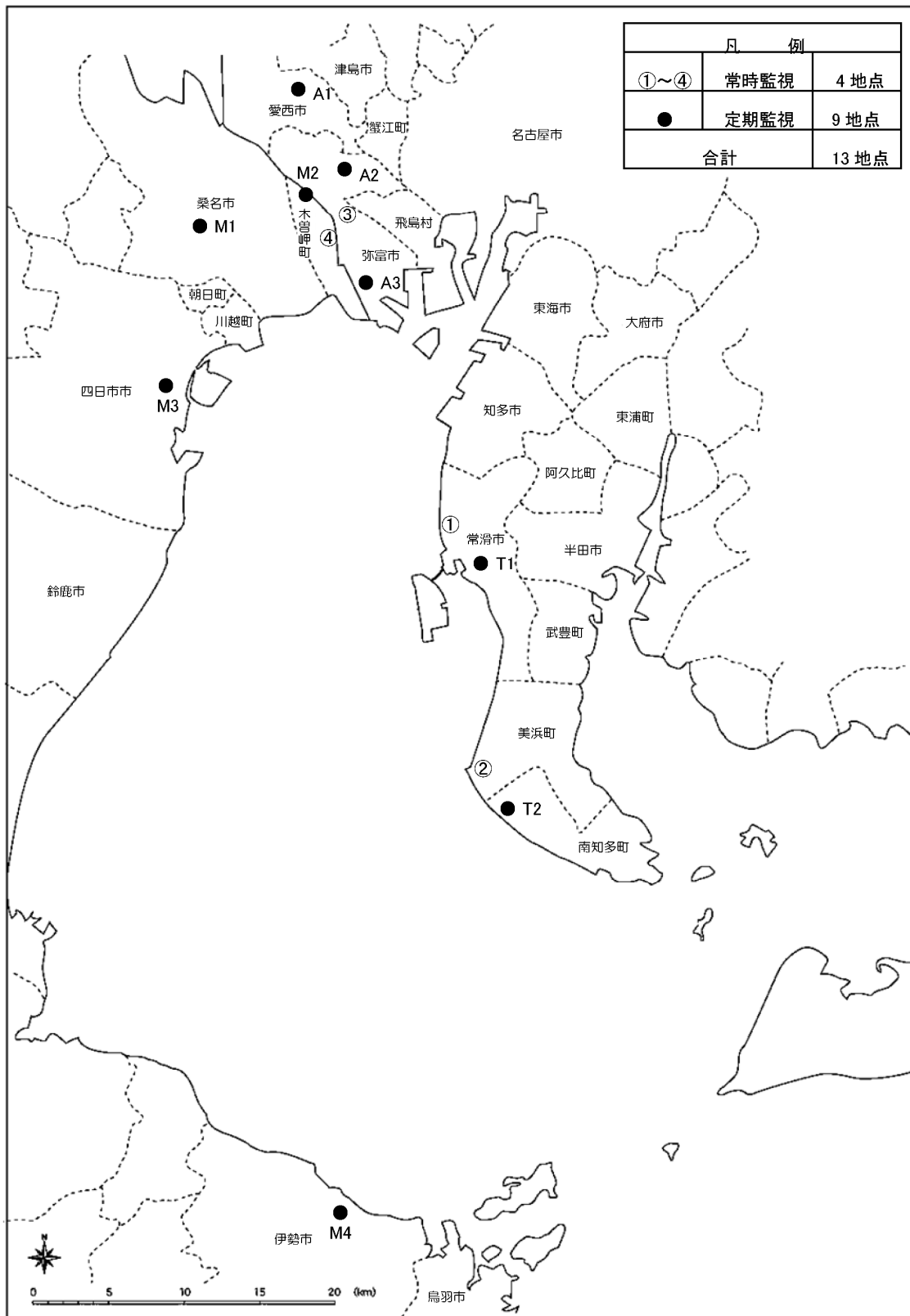
(3) 調査地点及び調査時期

調査地点及び調査時期は表 12.2-2 及び図 12.2-1 に示すとおりである。

表 12.2-2 調査地点・調査時期

調査項目		調査地点			調査時期
航空機 騒音	常時監視	愛知県	①	常滑市立鬼崎中学校	常時
			②	美浜町野間（ちびっこ広場）	
			③	弥富市立大藤小学校	
		三重県	④	木曾岬町東部公民館	
	定期監視	愛知県	T1	常滑市立常滑西小学校	夏期、冬期
			T2	南知多町町民会館	冬期
			A1	愛西市役所	夏期
			A2	弥富市立十四山西部小学校	夏期
			A3	弥富市鍋田公民館	夏期
		三重県	M1	桑名市大山田地区市民センター	夏期
			M2	木曾岬町農村集落多目的共同利用施設	夏期
			M3	四日市市海蔵地区市民センター	夏期
			M4	伊勢市神社みなとまち館	冬期

出典：「中部国際空港に係る環境監視計画」（2016年4月改定 中部国際空港株式会社）



出典：「中部国際空港に係る環境監視計画」（2016年4月改定 中部国際空港株式会社）

図 12.2-1 航空機騒音の調査地点

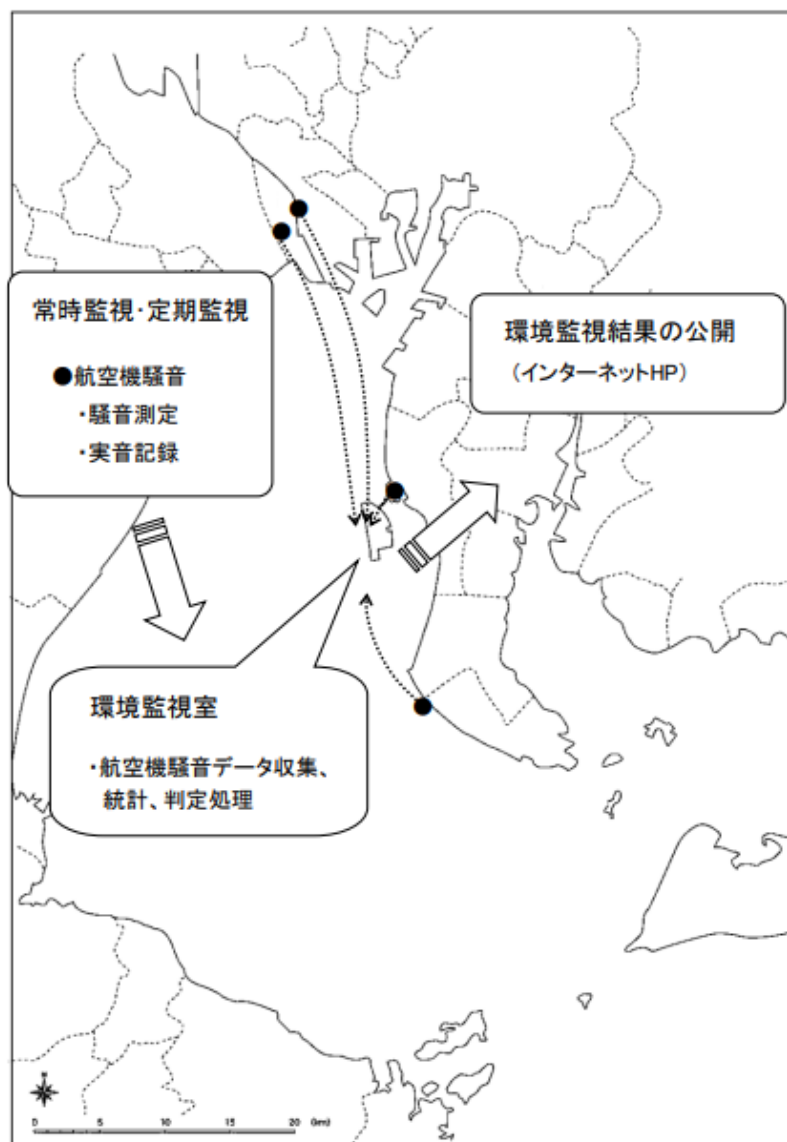
(4) 調査体制

環境監視に当たっては、日常的にデータの検討を行うとともに、迅速な環境保全の措置を講じることができる体制の整備を図る。

各種調査データの収集・処理を迅速かつ効率的に取り扱うため、テレメータシステム及びコンピュータを用いたデータ処理システムによってデータの収集・処理、管理を行う。環境監視情報処理システム機能概要図は、図 12.2-2 に示すとおりである。

環境監視結果のとりまとめにあたっては、中部国際空港株式会社が設置する公正・中立の立場の「中部国際空港の航空機騒音に関する検討委員会」において、科学的、客観的な検討・評価を受ける。

環境監視結果等から何らかの異常があると認められる場合については、関係機関と連携して原因を究明するとともに、事業による環境への影響が認められる場合には、適切な対応を行う。



出典：「中部国際空港に係る環境監視計画」（2016年4月改定
中部国際空港株式会社）

図 12.2-2 環境監視情報処理システム機能概要図

(5) 公表情報

時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) を公表する。

(6) 調査結果の公表方法

環境監視結果については、インターネットを用いて環境監視データの速報及び環境監視の評価結果を一般公開する。

環境監視結果の月報、年報については、岐阜・愛知・三重県、名古屋市、関係市町村等に報告する。

